

提出書類	必須	該当する場合のみ	注意事項
1 物品・役務入札参加資格審査申請書(様式第1号)	☐		
2 登記事項証明書(登記簿謄本) ※写し可	☐		法務局で申請日から3か月以内に発行されたものであること。 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを提出すること。
3 国税を確認するための書類 ●法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(「その3の3」) ※写しまたは電子納税証明書(PDF)可	☐		税務署で申請日から3か月以内に発行されたものであること。 電子納税証明書(PDF)可(XML不可)
4 県税を確認するための書類 ●鳥取県税に係る納税証明書 ※写し可		☐	鳥取県内に事業所等(本社又は支店等)がある場合のみ提出すること。 全税目に未納がないことを証明するもの。 鳥取県内の県税事務所で申請日から3か月以内に発行されたものであること。
5 町税を確認するための書類 ●同意書(様式第2号) ●町税に係る納税証明書		☐	北栄町内に事業所等(本社又は支店等)がある場合のみ提出すること。 提出については、同意書又は町税に係る納税証明書のいずれかでよい。
6 本社所在地が鳥取県外の場合に、鳥取県内従業員数を確認する書類 〈ケース1〉鳥取県内に事業所を開設して1年以上の場合 ●法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式) 〈ケース2〉鳥取県内に事業所を開設して1年未満の場合 ●事業所を開設した市町村に提出した法人設立届 ●鳥取県に提出した法人設立届(同意書(様式第2号)を提出する場合のみ) ●鳥取県内の従業員数が確認できる公的書類等(市町村に提出した法人設立届に県内従業員数が記載されていない場合のみ) 〈ケース3〉鳥取県内事業所が法人県民税の免除を受けている場合 ●法人県民税減免承認通知書(法人県民税の減免申請を行っている場合) ●事業所が属する市町村長が発行した市民税・県民税(個人住民税)特別徴収額の決定・変更通知書 ●申立書(法人県民税減免承認通知書を提出する場合は不要) ●鳥取県内の事業所の従業員名簿		☐	本社所在地が鳥取県外の場合で、かつ鳥取県内に支店等を有する法人のみ提出すること。(鳥取県内に支店等を有している場合は、競争入札参加資格審査申請書に支店等を登録しておくこと。) 本社が在籍する都道府県に対して提出されている書類である。 各都道府県に複数の事業所を有している法人は、1枚目と鳥取県内の事業所が記載されたページのみ提出すること。必ず人数が記載されていること。(0人になっている場合は登録できない。) 受付印が押印された届のコピーを提出すること。 市町村に提出した法人設立届に県内従業員数が記載されていない場合は、鳥取県内の従業員数を確認する公的書類等の提出が必要。 提出する書類については、当課に連絡し、その指示に従うこと。
7 鳥取県内事業所ISO14001認証等取得状況を確認するための書類 ●ISO14001認証登録証 ●TEAS登録証		☐	鳥取県内の事業所においてISO14001又はTEASの認証取得されている場合は、登録証の写しを提出すること。
8 営業種目の登録に必要な許可を確認するための書類 ●許認可等一覧表(様式第3号) ●営業に必要な許可、認可、登録等の証明書		☐	許認可が必須の営業種目の場合は必ず提出すること。
9 労働保険料について未納がないことを確認するための書類 ●労働保険料納付証明書(写し可) ※鳥取県内に営業所等がある場合	☐		入札参加資格申請を行う月または前月に鳥取労働局から交付されたものであること。
10 委任状		☐	受任者を設定する場合のみ提出すること。
11 使用印鑑届		☐	契約の締結の際に使用する印鑑についてに提出すること。
12 印刷設備調査票(様式第6号)		☐	営業種目の登録の大分類が07印刷類に登録する場合は提出すること。
13 暴力団等の排除に係る誓約書等書類	☐		登記事項証明書に記載されている役員(監査役及び監事は除く。)及び委任状に記載した受任者を記載し提出すること。

注1 状況に応じて、上記以外にその他必要な書類の提出をお願いする場合があります。